

平成28年第3回 飯塚市議会会議録第4号

平成28年6月21日（火曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第7日 6月21日（火曜日）

第1 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（鯉川信二）

これより本会議を開きます。きのうに引き続き、一般質問を行います。

19番 藤浦誠一議員に発言を許します。19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

よろしく願いをいたします。通告をいたしておりましたとおり、まず初めに医療費削減・抑制ということについて、お聞きをしてみたいと思います。

まず初めに、医療費の削減・抑制につきまして質問をさせていただきますが、国民医療費は全国的にも年々増加の傾向にあると言われております。本市の国民健康保険における医療費はどのような状況にありますか。また、その主な要因についてどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（森田 雪）

本市の国民健康保険被保険者1人当たりの医療費につきましては、過去5年間の実績で申し上げますと、平成23年度が34万6626円、対前年度比で3.04%。平成24年度が35万2259円、前年度比で1.63%。平成25年度は35万4706円、対前年度比で0.69%。平成26年度は36万6528円、対前年度比で3.33%。平成27年度は決算見込みでございますが、38万5292円、対前年度比で5.12%のそれぞれ増となっており、毎年増加の傾向でございます。なお県下市町村の状況を見ましても、伸び率に差異はあるものの、ほとんどの市町村におきまして増加の傾向でございます。この主な要因といたしましては、全国的に言えることでございますが、特に国民健康保険におきましては、国保加入者の高齢化、医療技術の進歩、新薬の開発、また、生活習慣病の増加などが考えられます。また、2年に一度は診療報酬の改定も行われることによりまして、このことも医療費を引き上げる要因になっているものと考えております。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

本市の医療費も全国的な傾向にたがわず、さまざまな要因により年々増加傾向にあるということですが、この医療費を抑制するために、どのような取り組みを行っておられますか。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（森田 雪）

本市では年々増加傾向にあります医療費の適正化を図るため、レセプト点検やジェネリック医薬品の使用の促進、医療費通知の発送、第三者行為求償の取り組み、さらには特定健診や特定保健指導の実施など、医療費適正化のためにさまざまな事業を実施しております。主なものとして、レセプト点検では専門の業者に業務を委託いたしまして、診察、検査、投薬等の診療内容にかかわる点検を行っております。ジェネリック医薬品の使用促進に関しましては、現在服用している薬をジェネリック医薬品に変更することで、抑制できる医療費を示した差額通知を毎月発送するなど行っております。また、特定健診や特定保健指導では、生活習慣病の早期発見や早期治療を促し、生活習慣を改善して、病気発症の予防、あるいは重症化しないための取り組みを行うなど、医療費の適正化に努めているところでございます。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

三師会で取り組んでいる、これどこか医療機関も随分協力していただいております、ジェネリック医薬品の普及というのも、今かなりの貢献をしているのではないかとこのように思います。そのほか医療費適正化のために、今言いましたように、さまざまな取り組みがされているというふうに思いますが、にもかかわらず、1人当たりの医療費は伸びているということでもあります。より一層の取り組みが必要ではないかとこのように思いますが、医療費抑制のためには、医療機関への適正受診はもとより、医薬品の多剤・重複投薬の削減や残薬解消などへの取り組みも、これは必要ではないかなというふうに思います。

その一つの例として、薬剤師会と協力しながら、残薬バッグの活用による医療費削減に取り組んでいる自治体もあると聞いております。この残薬バッグを活用した取り組みとは、どのようなものなのか、御存じであれば、ご説明をいただきたいと思っております。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（森田 雪）

残薬バッグを活用した取り組みということでございますが、これは患者さんが飲み残している薬剤を残薬バッグに入れて薬局に持参することで、薬剤師が残薬の使用期限等を確認いたしまして、医師への照会、了解を得た上で、新たに調剤する薬剤の減量を行って、残薬を有効活用するとのいうものでございます。薬剤費の削減効果とあわせ、薬剤師が飲み残しが少ないような飲み方の指導を行うことで、残薬を解消することができますし、患者さんにとりましては、自身の医療費負担の軽減にもつながるとこのようにございます。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

飯塚薬剤師会によりますと、全国的にも薬局での残薬チェックの取り組みが行われているようだという事です。特に福岡市薬剤師会では、薬局の店頭で、薬の飲み忘れなどにより自宅にたまった残薬をチェックする「節薬バッグ」、薬を節約するというような意味でこの運動に取り組んでいるということでもあります。この取り組みによって福岡市薬剤師会では残薬総額の約8割以上を有効活用するなど、薬剤師の介入による残薬の掘り起こしと、薬剤費削減に向けた大きな成果を上げているということでもあります。また、ことしの6月からは朝倉薬剤師会と朝倉市、筑前町、東峰村が協力して残薬バッグを使った「お薬相談バック運動」というものを始められたということでもあります。薬剤師会としてみれば、残薬の活用ということになりますので、営業面でい

えば薬局等にとっては何らメリットがあるわけではなく、逆に身を切るような思いで取り組まれている運動ではないかというふうに思います。しかしながら、患者さんの医療費負担の軽減はもとより、年々伸び続ける医療費の抑制や適正化に貢献できるのであればという強い思いから、積極的に取り組んでいただきたいという提案がなされているところであります。

いかがでしょうか、本市としても、この薬剤師会の提案に乗っていただいて、伸び続ける医療費適正化のために薬剤師会等とも協力しながら、この取り組みを行ってみたいという思いがかなというふうに思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（森田 雪）

質問議員が言われますように、残薬バックの活用によりまして、少しでも被保険者の医療費負担の軽減や国保医療費の適正化につながるのであれば、積極的に取り組むべき内容ではないかと考えております。実際に実施をすとなれば、予算を伴う内容でもございますし、今後経費的なものも含めまして、実際に取り組んであります他の自治体の状況や、薬剤師会との協議を踏まえた中で検討してまいりたいと考えております。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

ぜひ前向きに検討をしていただきたいと思います。先ほども申し上げましたように、福岡市薬剤師会の取り組みでは、残薬総額の約8割以上を有効活用されているということでもあります。裏を返せば、それだけ医療費の削減にも繋がっているということが言えると思いますし、患者さんの医療費の負担も軽減をされているということにもなります。確かに予算的なものもあるということでしょうが、最初からすべての国保加入者を対象に取り組もうとすれば、それなりの予算が必要になってくるというふうにも思います。ですから、例えば、特定健診を受けた方で、特定保健指導の対象になった方であるとか、慢性疾患で定期的に通院してある方などを対象に、最初は対象者を絞ってこの取り組みを始めるということであれば、それほど大きな予算もかからないのではないかというふうに思います。先ほど申し上げましたように、薬局等では、この残薬バックの活用によって処方する薬剤料が減りますので、収益的には逆にマイナスになるわけですが、薬剤師会としては医薬品の多剤や重複投薬の削減、あるいは残薬の解消、さらには医療費の削減にも資するということでありますので、市とも協力をしながら、取り組んでいきたいということでもあります。このような趣旨での提案でありますので、今後、薬剤師会とも協議をしていただき、実施されるのであれば、できるだけ早い時期に実施をしていただきますように要望いたしまして、この質問を終わります。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

待機児童についての質問をさせていただきます。この質問は、どうも解決策がなかなか見出せないということで、質問するほうも、答弁するほうも、ちょっとむなしさを感じながら、質疑応答をしなきゃならないという思いでさせていただきますが、議会としても、市当局としても、この待機児童の問題というのは本当に大きな問題、社会問題だということ捉えて、今頑張っているという状況でございますので、そここのところも大きくアピールしていただきたいというふうに思います。

待機児童問題は女性活躍社会を推進する国にとっては大きな社会問題となっております。飯塚市も例外ではなく、私的理由による未利用者という名目で、潜在待機児童が、平成28年4月は48名待機ということになっております。飯塚市の潜在待機児童の現状はどうなっておりますか。

お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（森田 雪）

飯塚市の保育所の入所状況でございますが、本年6月には、累計で3206人の入所申請がございまして、その利用数が、3140人となっております。66人の私的な理由による未利用者が発生をいたしております。この私的な理由による未利用者につきましては、平成27年度は4月が17人でしたが、年度末の本年3月には116人にまで増加をいたしました。平成28年度につきましては、今ご指摘のとおり4月の時点で48人、5月に64人、そして6月には66人となりまして、わずかですが増加は緩やかになってきておりますが、しかしながら、まだ依然として厳しい状況が続いておるといふふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

平成27年度末は116人となり、28年4月で48人、5月で64人、6月で66人と増加しているということですが、原因はどこにあるというふうにお考えでしょうか。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（森田 雪）

増加の原因として考えられますことは、平成27年度から施行されました「子ども・子育て支援新制度」によりまして保育所の入所基準が緩和され、求職活動中や月60時間の短時間労働の保護者の方も利用できることになったことが周知をされまして、申請者が増加したことが考えられます。また、全国的にいわれております保育士の不足から、受け入れが困難になっているものと考えております。そして3点目に、近年の女性の社会進出の増加によりまして、保育所利用が増加していることが、少なからず要因であるというふうにご覧いただいております。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

平成27年度施行の子ども・子育て支援新制度により、入所基準が緩和され、保護者が求職活動中も利用できるということになったこと、女性の社会への進出も増加の理由という答弁ですが、これは新制度、面積要件だけですよね。やはり保育士ありき、保育士が確保できないと面積要件だけ緩和されても何の意味がないというところに、非常にむなしいスパイラルに落ち込んでいってしまうということだというふうに思います。社会進出の増加の答弁、そういった答弁ですが、何か対応策を考えておりますか。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（森田 雪）

現在まで対応しておりますことは、まずは市の臨時保育士の確保に向けて市内のスーパーに募集チラシを配布し、募集をかけております。この結果、1名ですけれども、すでに6月から採用をさせていただいておりますし、またパートの応募もいただいております。少しずつではございますが、効果はあっておるものと考えております。それから、この解消に向けまして、市の私立保育園の協会のほうと協議を毎月実施しております。内容につきましては、保育士の確保、それから保育士の処遇改善、保育の質の向上について行っております。

保育の質の向上や、保育士が3年程度で離職する割合が多いことの対応といたしまして、保育環境を整え、働きやすい環境であることが結果的に保育士確保につながり、実質的な待機児童の

解消につながるのではないかと考えております。また、私立の保育園の保育士確保につきまして、福岡ソフトウェアセンターにご協力いただきまして、潜在保育士の登録、派遣事業を行っていただいております。今後とも保育協会との協議を実施いたしまして、未利用者の解消、保育士確保、保育の質の向上を図り、本市における保育行政を推進してまいりたいと考えております。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

今のところ、私立保育園では受け入れる施設面積はありますが、保育士が集まらないということで、未利用の潜在待機児童の解消対応策はなかなか難しいようですが、これは一つ提案なのですが、飯塚病院なんかでは、飯塚病院だけではないのでしょうか、いくつかの事業所が事業所内保育を、福利厚生や従業員確保も多分兼ねてあるのだろうというふうに思いますが、開設をされていると聞きました。

事業所内保育所との連携とかがっていうのはできないのか、また、商店街の空き店舗等もたくさんまだありますが、そういった開設というの考えられないものか、連携とかそれについてはいかがでしょう。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（森田 雪）

事業所内保育を実施しております事業所は市内で5事業者が行っておられます。それぞれの事業所が保育士を雇用して、独自に実施をされているものでございます。市の基準により認定しました児童を事業所内保育所にお問い合わせすると、保育所運営費の支給、入所基準、例えば0歳児は3人に1人の保育士が必要となりますし、1歳児では6人に1人の保育士が必要となり、1人当たりの面積基準と、その最低基準をクリアできなければならないということから、実質的に事業所内保育への受け入れは困難であると考えられます。また商店街の空いている店舗での保育所の開設につきましては、街なか子育てひろばが子育てプラザに移転した後の保育所利用を検討いたしましたが、送迎用の駐車場がないことや、消防法の問題等、開設は困難という結論に達しております。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

いろいろとハードルが高いようですし、やっぱり保育士確保というのが大前提になるかどうかということなのですが、現状が非常に厳しいのですよね。こういう施策を、将来的にも打っていくという、保育士も確保していくということですが、今やっぱり困ってある方ってというのは非常に多いのですよ。そういった相談を受けてある議員というの、たくさん私はおられるのではないかなというふうに思います。先日の新聞で、「認可外利用補助広がる」という報道がなされております。東京23区では認可外保育所への保育料補助を実施しているということですが、飯塚市の現状はどのようになっていますか。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（森田 雪）

認可外保育所につきましては、面積基準及び先ほど申し上げました保育士基準や施設基準を満たした保育所で、県が認可する保育所でございます。施設型給付費を受けられますが、認可外保育所は保育所の認可基準を満たさない施設でございます。市内には、先ほど申し上げました事業所内保育施設を除く認可外保育施設が5カ所ありますが、いずれも基準を満たしておりません。基準を満たすためには、施設・設備の整備が同様に必要であることから、認可施設への移行が難

しい状況にあると考えております。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（森田 雪）

失礼いたしました。認可外保育所は、保育士配置基準を緩和することとなりまして、行政として保育の質の確保を考える必要がございます。飯塚市の認可外保育所及び事業者内保育所に子ども・子育て支援新制度への移行を伺いましたが、整備等の関係で移行が困難という回答をいただいております。このようなことから実質的な待機児童、未利用者の解消に向けて、現状の解消に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

飯塚市の待機児童も、全国と例外なく発生をしております。保護者が保育所を希望する条件は自宅に近いか、職場までの通勤経路の途中にあるかを希望されております。待機児童の解消について手段の一つに事業所内保育というものを考えましたが、厳しいとの答弁であります。

そこで、市長にちょっとお尋ねしたいと思いますが、飯塚市内には、大きな事業所がたくさんあります。一番食品もそうですし、ひよこさん、ヤクルトさん、あるいは市立病院、沢井製菓さん、そういった事業所内の保育というものを推進していただくというようなことが、そういった職場には恐らくご夫婦で働かれたり、子どもさんをやっぱりどこかに預けなきゃならないというような事情で働いておられる方がたくさんおられると思うのです。その事業所でもやはり保育士を雇用しなきゃならないというのがあるのでしょうか、恐らく保育士の免許を持たれた方も、潜在的な、かなり飯塚市の中におられるというふうに思うのです。そういったことを事業所の中でも、ひとつ検討していただいて、そうすれば待機児童の解消には何がしかの解決策に結びつくのではないかなというふうに思っております。手始めに、一番食品さんが始められたらどうでしょうか。

○議長（鯉川信二）

市長。

○市長（齊藤守史）

質問者の言われる事業所における保育所ということで、これからの時代は、少子化、また人口減少の流れの中で女性の職業というのが、当然活発になってきますし、また活発にならなきゃならない時代がくると思います。そういう流れの中で、夫婦ともども働きながら、また子育てをしやすいということで、きのうも、質問で答弁しましたように、やはり子どもを育てながら、働きやすい環境にあるエリアがいいんじゃないかというような話をさせてもらいました。そういう面を考えたときに、やはり事業所内における保育というのは、これからどんどん進んでいくし、中小企業、商工会議所、また、経営者協会とかそういうところの事業所のグループ、いろんな協会が積極的にそういうことに対する意識と、また討論なり、また前進的な国の補助なりですね、そういうことをお願いしながら進めていかなければならないと思っております。それから先ほど免許を持たない方が多いという流れの中で、うちのほうの部長の答弁がありましたように、ソフトウェアセンターのほうでも保育士さんを退職されて、お家におられる方にもお願いをして出て来てもらうとか、そういう意味で福岡ソフトウェアセンターのデータ等で力を借りていますので、いろんな形で一番やっぱり大きな問題は、保育士さんがいないというのが大きな問題なんです。それと、自分の近いところに保育所がないと、働く場所は離れているけど、近いとこでないというか、そういうこともありますので、事業所内であれば、1社で逆に事業所内でやれるわけじゃないかもわかりませんから、周りの近辺の事業所と一緒にあって、そういうのを考えていくということは、私は、これからやっていかなきゃならないことだと思いますし、また、国の報告とか、

県の報告を見ていたら保育士さんの給与が非常に安いというようなものもありますので、その辺からも改善していかなければ、なかなか難しい問題じゃないかと思えますけど、質問者が言われますように、事業所内における保育というのは、当然、今後進めていかなければならないとは思っております。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

やっぱり将来的な展望ということでの施策というのは大事なのですが、やっぱり現状困っている方々をどういうふうに救っていくのかということも大事な視点だというふうに思います。よろしくお願いをしたいと思います。この件は終わります。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

続きまして、情報セキュリティの現状について、市議会のネット配信が平成25年9月から行われております。録画配信のアーカイブで気になる点があるので、お尋ねをします。

録画配信されている動画を再生すると、音声は頻りに途切れ、質問の趣旨や答弁の内容がわからないものが見受けられます。見受けられるというよりも、非常に特定された形で、そういったことが、現象があらわれていたというのが、今回のこの質問の趣旨です。何かそういったセキュリティ上に問題があるのではないかというふうに心配をしております。このような状況を承知しておられますか。

○議長（鯉川信二）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

議会のネット配信につきましては、議会事務局が運用しているものでありますが、お尋ねの音声は途切れるといった件につきましては、技術的な面でのお答えになりますので、情報推進課のほうでお答えさせていただきます。

議会ネット配信につきましては、Ustreamを利用したライブ中継のネット配信と、YouTubeを利用した録画配信を行っているものです。Ustreamのライブ中継では音声は途切れることなく配信できておりますが、YouTubeの録画配信の一部で音声は途切れ、内容が聞き取りづらい動画があることを承知しております。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

いろいろシステム上とか、問題を生じやすい部分というのがあるのかなというふうに思いますが、むしろ圧縮したりなんかして保存するというのを、技術的なことがあるんでしょうけど、圧縮する場合には、音声よりも映像のほうが乱れるのがほんとじゃないかなというふうに思うのですよ。それが音声だけがとぎれとぎれ、定期的にですね、なんか妨害電波みたいなものが入って、何を言っているかわからないというような苦情が寄せられておりますよ。これについては議会事務局のほうにもいろいろと問い合わせがあっているということも聞いております。この質問に対する答弁というのが情報推進課っていうのが、ちょっと気の毒な気がします。突っ込んだ質問というのが、ちょっとできない状況なので、通り一遍の質問になってしまいますが、議会のネット配信を行うのであれば、音声は途切れることなく見る人に正確に伝わるように、何らかの対応を、やっぱり図るべきじゃないかと。これ、市長の例えば施政方針ですとか、そういったものが途切れたりなんかするというのは大問題ですよ。もちろん議員の質問とか、答弁とかについても大きな問題になりうることだというふうに思うんですね。その辺の認識はどうなのですかね。

そういうことがあったと、あったということについてどのようにお考えですか。

○議長（鯉川信二）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

立场上非常にお答えしにくい立場ではございますが、配信している以上ははっきり聞こえるように、内容もわかるようにネット配信をやるのが、本当のところだろうというふうには考えております。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

議会事務局のほうから、情報推進課のほうに、私の質問の経緯、時系列的に資料を出していただいております。これについて、ちょっと見解が違うんですね。現在までの音声途切れている動画というふうに時系列的に書かれておりますが、ちょっと違うんです。報告されておる内容と、我々が認識しているのとはですね。この動画を見ている方はたくさんおられるのですよ。それで、そのときがどうであったかということについては、そういった人たちから話を聞かればよくわかることだと思いますし、この報告されている内容とは違いますので、そのことはちょっと指摘だけさせていただいております。

今後、そういったことが無いように、特に新庁舎に向けてはそういったことのないようなきちんとしたシステムが導入されるのだろうというふうに思いますので、ぜひ今後またそういうことがあると、また大変なこと、今回のこういった質問ぐらいでは済まないような状況になるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひそういったところに配慮しながら整備を進めてもらいたいというふうに思います。この件は終わります。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

国際交流広場について、飯塚市庄司地区の飯塚霊園内にあります、国際交流広場に関しまして、私は、市長をはじめ、誰もが追悼できる国際交流広場にふさわしい有意義な施設になってほしいとの思いから、平成26年6月議会から始まり、平成27年12月と平成28年3月議会でも質問をさせていただいております。3月の議会では、NPO法人国際交流広場無窮花堂友好親善の会へ協議申出書を提出したとのことでしたが、再度その協議申出書の内容を教えてください。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成徹）

平成28年2月18日付でNPO法人国際交流広場無窮花堂友好親善の会に協議申出書を提出しております。その内容につきましては、慰霊碑の内容の協議検討について、無窮花堂友好親善の会使用する区画面積に対する永代使用料及び永代管理料について、無窮花堂の納骨者名簿について、無窮花堂の英語版パンフレットの英語表記について、それと朝鮮人以外で、戦前・戦中に旧筑豊炭田にて無縁仏になった方々の遺骨の納骨についての以上5項目でございます。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

平成27年に国際交流広場の正常な運営を求める会より提出された陳情書のポイントを押さえた重要な申出書だというふうに理解をいたします。その協議申出書に伴う、その後の協議についてお答えをください。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成徹）

協議申出書を提出する前は、NPO法人国際交流広場無窮花堂友好親善の会の理事長のみと協議を行っていましたが、協議申出書を提出以降は、NPO法人国際交流広場無窮花堂友好親善の会との協議となりまして、3月の議会で質問議員が質問されて以降、電話でのやりとりや数度の面談を行っております。

その5項目のうち納骨者名簿についてでございますが、国際交流広場は飯塚霊園内に位置し、飯塚霊園は市が霊園管理者であり、国際交流広場内の遺骨を把握する義務がありますことから、協議を行った結果、NPO法人国際交流広場無窮花堂友好親善の会も早急に納骨者名簿の整理を行い、提出するとの回答を得ております。

また、英語版パンフレットの「slave」という英語表記につきましても、今後パンフレットを作成する際は、別の英語表記でということに協議を行っているところでございます。

また、戦前・戦中に筑豊炭田で亡くなられた朝鮮人以外のアジアの炭鉱労働者の納骨につきましても、無窮花堂に納骨することは無理でございますが、市が管理する国際交流広場内に、例えば、慰霊碑等の施設を将来的に建設することに対しては理解をいただいているというふうな状況でございます。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

市の管理する墓地でありながら、遺骨を確認する納骨者名簿がなく、そのまま放置しておいたということは、まぎれもなく市の重大な過失であります。過去のことを蒸し返しても仕方ありませんので、今後は早急な対処をお願いいたします。また、英語版パンフレットにつきましても、この筑豊の地から誤った情報が外国に発信されないように、今後とも表記について協議を行ってください。また、朝鮮人以外の日本人をはじめとしたアジア諸国の炭鉱労働者を追悼するための慰霊碑というか、私は顕彰するという意味で、顕彰碑というのがふさわしいのではないかというふうに思いますが、そういったものは私も必要だということに考えております。よろしくお願いをいたします。

これら協議案件は、申出書を提出したことにより協議がなされているということで、歩み寄りの第一歩を踏み出したものと思慮いたします。ただし、3月の議会でも述べさせていただきましたが、平成12年当時の市の判断、市長あるいは市部局の判断で慰霊碑を建立されたと思いますが、当時の市の判断としては、筑豊を支えたのは日本人をはじめ、また、日本にいられた朝鮮人の方々もたくさんおられたと、そういった方々が炭鉱労働者として石炭産業に携わってきたこと、このことは私も事実だと思えますし、そういった方々を顕彰して慰霊を行い、国際交流及び国際親善の一助となってほしいという願いを込めて、飯塚霊園内国際交流広場に建立されたということは重々理解をしております。しかしこれが、一部誤解を招きかねない表現がなされているということから、市民の皆様誰もが慰霊できる、そのような場所になっていないというふうに思っているわけでありまして。この表現についての協議はどのようになっておりますか。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成徹）

慰霊碑文の内容につきましても、協議は行っております。協議申出書を提出したことによりまして、過去に一度取り交わしました覚書にこだわるのではなく、情勢の変化も考慮し、誤解を招きかねない表現につきましても、加筆等を行い対処するとの真摯な回答を受けております。現段階の協議では、どのような加筆を行えば誤解を招かないか、お互いに過去の資料等を模索検討しているところでございます。今後も断続的に協議を行ってまいりたいというふうには考えており

ます。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

加筆ということですが、筆を加えるということでしょうけど、加筆だけではなく、やっぱり修正、訂正といったことも大事な要素だというふうに思いますので、そのところの協議についてもきっちりとお願いをしたいと思います。

誤解を招かないような慰霊碑となるよう協議をされているということですが、私は以前から述べているように、あの国際交流広場は国籍、宗教に関係なく、筑豊を支えた先人を、市長はじめ多くの市民、住民が顕彰し、慰霊できる、そのような施設になることを望んでおります。そのためには、これも以前お話をいたしました、田川にあります「翔魂之碑」、この碑につきましても、飯塚の国際交流広場にあります無窮花堂と同様に朝鮮人労働者の無縁仏が供養されております。ことしの4月16日に田川市長をはじめ多くの市民の方々により慰霊祭が開かれたと聞いております。新聞でも報道がございました。この田川の慰霊碑の内容だと全く問題はないというふうに感じております。ただし、全く同じ内容にするとか、そういったことを申し上げるつもりもありません。この内容につきましても、やっぱり協議をしながら、どういった表現がいいのか、そういったものを模索していただきたいと思います。

先ほども述べましたが、誰もが慰霊できる正常な施設となり、真の国際交流広場となることを望んでいるわけであります。そのためには、きょう、あす中に結論を出せとは申しませんが、この問題、質問を始めてもう2年になります。建立されてから15年が過ぎました。もう、いつまでもというようなわけにもいかないのではないかとこのように思っております。できる限り早いうちに解決を見ていただきたいなというふうに思いますので、今後とも継続的な協議をお願いし、一日でも早く、誰もが慰霊できる国際交流広場になることを期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（鯉川信二）

暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（鯉川信二）

本会議を再開いたします。

5番 光根正宣議員に発言を許します。5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

通告に従いまして質問させていただきます。今回は成年後見制度についてのみお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

まず、成年後見制度について概要をお伺いしたいと思います。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

成年後見制度は、「任意後見制度」と「法定後見制度」の2つに分かれております。

任意後見制度は、本人がしっかりしているときに、あらかじめ後見人を選んでおき、将来判断能力が不十分になった時に備えるための制度でございます。

一方、法定後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力が不十分な

方に対し、その本人にかわって、後見人となるべき方たちが、不動産や預貯金の財産管理、介護サービスの手続や契約行為を行うなどにより、保護し支援する制度でございます。

法定後見は、本人の判断能力の程度に応じまして、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度がございまして、成年後見の申し立てを受けた家庭裁判所が、本人を支援するものとして成年後見人、保佐人、補助人を選任するようになっております。

○議長（鯉川信二）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

「任意後見制度」と「法定後見制度」の2つがあるということですが、法定後見制度の申し立てができるものはどのような人たちになるのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

申し立てができる方は、本人や配偶者、本人の4親等以内の親族、市町村長などとなっております。

○議長（鯉川信二）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

法定後見の場合、本人の判断能力が不十分で本人が申し立てできない場合や、身寄りがいない、また、身寄りがいても申し立てをしないとといった場合はどうなるのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

身寄りがいない場合などにつきましては、先ほど答弁しました、申し立てができるものである市町村長が申し立てを行います。

市長申し立てにつきましては、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にそれぞれ規定されておりまして、「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」に、市町村長が、成年後見開始等の審判の請求を行うことができるというふうになっております。

「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」とは、本人に4親等内の親族がなかったり、これらの親族があっても音信不通の状況にあるなどの事情により、親族等による法定後見開始の審判の請求を行うことが期待できず、本人の保護を図るためにも、市町村長が審判の請求を行うことが必要な状況にある場合をいうものでございます。

○議長（鯉川信二）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

最高裁判所の「成年後見関係事件の概況」によりますと、平成27年1月から12月の申立人と本人との関係につきましては、本人の子による申し立てが最も多く、約30.2%、次に、市区町村長による申し立てが約17.3%となっており、申し立て件数自体は伸び悩んでいるものの、近年増加傾向になっているとあります。本市において、市長申し立ての件数はどれぐらいになるのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

合併後の平成18年度以降の件数となりますが、平成27年度末現在までに、認知症高齢者等

の市長申し立てに係る分となります高齢者支援課での受け付けが計15件、障がい者等の市長申し立てに係る分となります社会・障がい者福祉課での受け付けが計4件となっております。

年度ごとにみますと、申し立てがない年度もございますが、一番多い年度でも4件となっております。おおむね2件前後で推移しているような状況でございます。

○議長（鯉川信二）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

今後、市区町村長による申し立ては確実にふえていくことは、容易に予想されます。身寄りがいないとか、また、身寄りがいても、何年も付き合っていないとか、また、面倒くさいことにかかわりたくないなどと、申し立てをしないケースもあると聞きます。

では、成年後見の申し立ての手続は、家庭裁判所で行うということですが、その際の申し立てにかかわる費用はどのくらいになりますか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

成年後見の開始申し立てに係る費用で申しますと、申し立て費用としまして収入印紙が800円分、成年後見の登記手数料として収入印紙が2600円分、郵便切手が3860円分、また、医師による鑑定が必要な場合には、その費用が5万円から10万円程度、必要になると思われれます。

○議長（鯉川信二）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

結構な費用が必要となります。申し立て手続に係る費用の負担が経済的な理由で困難である場合などに対して支援等を行う制度はありますか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

本市では、成年後見制度利用支援事業として、そうした成年後見制度の利用が必要であるのに費用負担が困難である方に対する市長申し立てによる後見開始等の審判請求に係る費用の助成、及び成年後見人等が選任され支援が開始された後に、後見人が、被後見人の財産からでは報酬の受け取りが困難である場合などに、後見人等に対する報酬を助成する制度がございます。

○議長（鯉川信二）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

本市では法定後見制度事業のほかに、認知症や精神上的の障がいがある市民に対して支援する事業等はあるのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

高齢や障がいなどにより適切な判断を行うことが困難な市民が地域で安心して自立した生活を送ることができるように、飯塚市社会福祉協議会が、平成19年度から通称「ファミリア」という権利擁護センターを設置して事業を行っており、また、平成21年度からは法人後見にも取り組んでおります。判断能力が不十分な方の福祉サービス利用の援助、また、日常的な金銭管理等を行う「ほっとサービス」を中心に、虐待や認知症などの課題にも積極的に取り組んでいるところでございます。

○議長（鯉川信二）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

具体的には、この事業を通じてどのようにかかわっていくのですか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

福祉サービスの利用や金銭管理が1人では難しい認知症の方や知的障がい者、精神障がい者の方を利用者として、権利擁護センターと利用契約を締結していただき、低廉な料金で生活支援サービスや財産保全サービスなどを受けることができ、社協の生活支援員が定期的に家庭を訪問し、支援計画に沿ったお手伝いをしているところでございます。

○議長（鯉川信二）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

社会福祉協議会が中心となって取り組んでいるということでございますが、市として支援を行うべきではないでしょうか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

本市では、社会福祉協議会が行っております権利擁護事業に対しまして、毎年度、社会福祉法に基づく補助金を交付して、これは人件費に充当されております。また、本事業を行うに当たっては、専門性や透明性をもって適切な事業運営及び問題解決を図る必要があるため、有識者や医師、顧問弁護士などで構成します運営審議会を設置しておりますが、本市福祉行政を推進する立場から、この運営審議会委員として、高齢者支援課長と社会・障がい者福祉課長も参画いたしまして、具体的な意見具申や方針の決定などにかかわっているところでございます。

○議長（鯉川信二）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

社協に委ねるだけで、本市として直接的な取り組みを進める必要はないのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

権利擁護事業の取り組みにつきましてはさまざまな方策がありますが、本市においては、既に社協の事業も行われており、市民にとって、身近で信頼性のある社会福祉協議会が携わることに よりまして、懐の深い福祉のまちづくりが実現していくものというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

それでは、今後の課題や問題点について、お聞きいたします。先ほどの答弁にもありましたが、過去10年間で市長申し立て件数が20件前後、毎年平均して2件程度というのは少ないように思いますが、市民に対する周知や法制度に関する理解をさらに進めるべきではないでしょうか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

成年後見制度に関しましては、本市をはじめ、社会福祉協議会等を通じて市民の皆さんに向け

た講座や研修会などの折、機会あるごとに成年後見制度に関するご説明などを行ってきております。

また、市民の皆さんからの個別具体的な相談となることから、成年後見制度に関するお問い合わせにつきましては、本市高齢者支援課や社会・障がい者福祉課の窓口はもとより、社協の権利擁護センター、福岡県弁護士会による高齢者・障害者総合支援センター、福岡県司法書士会によります成年後見センター、福岡県社会福祉士会などによります無料電話相談などをご活用いただくようにパンフレットなどを通じましてご案内しているところです。

○議長（鯉川信二）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

本年4月15日に公布、5月13日に施行されました「成年後見制度の利用の促進に関する法律」について御存じでしょうか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

この法律は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより、財産の管理または日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定されたものでございます。

○議長（鯉川信二）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

では、この法律の基本理念とは何でしょうか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

基本理念でございますが、1つ目は、成年後見制度の理念の尊重として、成年被後見人等に係る基本的人権や、自発的意思決定、財産の管理及び身上の保護の重視等を踏まえた利用促進であること。2つ目は、地域の需要に対応した成年後見制度の利用促進として、利用に係る需要を適切に把握し、成年後見人の育成や人材確保を行い、地域における需要に的確に対応すること。3つ目は成年後見制度の利用に関する体制の整備として、成年後見制度の利用者等の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することというふうになっております。

○議長（鯉川信二）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

国や地方自治体の責務はどうなっていますか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

国におきましては、基本理念に基づく、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定、及び実施すること。また、地方自治体におきましては、国と連携を図り、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定することというふうになっております。

○議長（鯉川信二）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

具体的にどのような内容が実施されるのですか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

国におきましては、今後、この法律に基づき、成年後見制度利用促進基本計画を定め、関係省庁が連携して成年後見制度利用促進を総合的かつ計画的に推進することとしております。

また、市町村といたしましては、努力義務としまして、国の成年後見制度利用促進計画を勘案した当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めることや、成年後見実施機関の設立支援、利用促進に関する基本的事項の調査審議に係る機関等の設置がございます。

また、都道府県では、市町村が講ずる措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人となる人材の育成、必要な助言、その他の援助を行うよう努めることとされております。

○議長（鯉川信二）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

本市ではこれまでに社会福祉協議会とともに市民後見人養成講座など普及啓発を行ってきたと聞いておりますが、新法の趣旨を踏まえ、今後、市民後見人の養成についてどのように推進していくのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

ご指摘のとおり、本法律の基本理念には、「地域の需要に対応した成年後見制度の利用促進としまして、制度の利用にかかる需要を的確に把握し、市民の中から後見人等の候補者を育成し、その活用を図ることを通じて人材を十分に確保すること」とございますので、今後、国の基本計画等に基づき、各種方策等について検討をすすめていくこととなりますが、本法施行に伴う具体的な国の施策につきましては、これから提示されるということになっておりますので、当分の間は、情報収集を行うこととして、また、広域的には、福岡県と調整を図りながら、進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

今後、どのように利用促進を図るべきと考えておりますか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

繰り返しになりますが、本市といたしましては、国等の動向を確認しながら、今後、施策の検討を行いたいと考えております。当面は、成年後見制度の内容が複雑かつ高度でありますことから、広報誌のみの周知では市民の理解度の向上に限りがあると考えておまして、これからも市民を対象としたさまざまな講座や研修会などの催しを通じて、また、社会福祉協議会や関係行政機関などとも協力しながら、制度の周知を図っていききたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

今の質問、答弁等、法律的な部分で漠然としたやりとりで申しわけないのでございますが、この利用促進法が出された理由というのは、この制度自体が高齢者や知的障がい者らを支える重要かつ有効な手段にもかかわらず、十分に利用されていないからであると思います。

成年後見制度が施行されて16年になりますけれども、身近には聞いたことがないとか、聞いたことはあるが、よくわからないといった声があるのが事実でございます。この利用促進法では、必要とされる人にしっかり周知及び啓発のために必要な措置をなさいと。その上で、市民から後見人となる人材をしっかり確保し、育成していきなさいというのを自治体に求められていると思います。東京のある自治体ではあらゆる事例を想定し、漫画やイラストでわかりやすく解説したパンフレットを作成するなど、積極的にこの制度に取り組んでおります。今後、各機関と連携しながら進めていくとこのことでございますが、この制度を周知していくことは、今でもすぐできることでございます。この質問によって後見人制度を知るきっかけになっていただければと思います。

限られた財源の中で大変なことだと思いますが、知恵と工夫と、そしてこの制度を知らなかったゆえに不幸になったという人を一人も出さないという思いで取り組んでいただきたいことを要望し、私の質問を終わります。

○議長（鯉川信二）

引き続きまして兼本芳雄議員に発言を許します。9番 兼本芳雄議員

○9番（兼本芳雄）

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は、地域経済活性化のための本市の役割についてお伺いいたします。飯塚市の経済の現状は、労働集約型サービス産業が雇用の受け皿となってこれらの産業の構成比が上昇する中、長年のデフレ環境もあって消費は活性化せず、特に地域外に大きな市場を持たない消費者産業等では過当競争となり、産業としての付加価値の向上が阻害されてきた傾向にあります。結果として、付加価値労働生産性の伸びが低迷し、成長率が低下することにつながっていると考えます。また、全国的にはIT産業や金融などの知識集約型サービス業の雇用が増加した大都市と、そのような産業が伸びず、介護、福祉等の労働集約型サービス業の増加が中心となった地方の間で地域間格差が拡大したとも言われています。簡単なことではないですが、例えば特色ある製造業を振興する、知識集約型サービス業を伸ばす、労働集約型サービス業の労働生産性を高めるなどして、賃金を上昇させることが本市における課題ではないかと考えます。

そこで、地域の資源や強みを生かして、地域外に販売する機能、得られた所得を地域内の所得へと結びつける機能、支出面で所得が地域内への消費につながる機能や企業の投資を促す機能の状況から捉えた飯塚市における経済の循環から、本市が稼ぐ力をつけるための行政の役割は何かについてお伺いいたします。なお、今回ちょっと質問の中で出てきますデータは、地域経済分析システムの数値を参考にさせていただいております。

まず最初に、労働力人口の規模についてお伺いいたします。地域内で生産活動に従事する者、いわゆる従業者と、地域に居住し生産活動に従事する者、いわゆる就業者は、生産に従事して付加価値を創出する上で、地域に欠かせない要素であるとともに、生産活動の対価として得た雇用者所得は地域の消費活動の源泉となるため、就業者または従業者の規模は重要な経済要素の一つだと考えます。従業者数よりも就業者数が多い地域は、地域内から地域外の通勤者が多い状態です。逆に、従業者数が就業者数よりも多い地域は、地域外からの通勤者が多く、生産や消費等の経済活動の中心となるような拠点のある地域といえます。そこで、飯塚市はどうかと分析してみますと、昼夜間人口比では1.01と、若干ではありますが従業者数が就業者数よりも多い。生産や消費等の経済活動の中心となるような拠点性のある地域です。しかし、生産から所得への

分配を分析しますと、地域外からの流入所得が若干ではありますがありまして、衛星都市としての地域であるとも考えることもできます。数字的に、言い方は悪いですが、労働力人口から考えた場合、経済の循環の特徴のない本市の現状では、これからの経済発展をどのような方向から考えていくのか非常に難しいと思います。そこで、以前私が一般質問を行った時に、本市は衛星都市でありながら、生産や消費等の経済活動の中心となるような拠点性のある都市として将来を考察しているとご答弁いただきましたが、今の本市の現状を鑑みますと、労働力人口から考えた場合、どちらの方向に向かう施策が本市の稼ぐ力を生むとお考えですか。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（田中 淳）

本市は福岡都市圏、北九州都市圏ともに有効なアクセスを有しておりまして、また、特に福岡都市圏には通勤通学者が多く、衛星都市としての機能を有しているところでございます。しかしながら、福岡、北九州両都市圏周辺自治体につきましても、今後、少子高齢化、人口減少が進んでいくため、衛星都市として定住化政策をさらに推進していくことが考えられ、こういった自治体との衛星都市としての自治体間競争が想定されるところでございます。本市といたしましては、こういった都市周辺自治体の状況も見ながら、教育や子育てにおいてさまざまな施策を講じ、衛星都市としてのポジションも確保しつつ、経済活動の拠点性のある都市としての機能強化のためのさまざまな経済政策を行っていきたいと考えているところでございます。

○議長（鯉川信二）

9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

今答弁いただきました経済活動の拠点性のある都市としての機能強化のためのさまざまな経済施策を行っていききたいということですが、この経済活動の中心となるような拠点性のある地域として本市を考える場合に、昼間人口をふやす施策が必要だと考えます。一つの施策として企業誘致があると思います。しかし、今までの企業の地域への進出理由というのは、経済好況時の事業拡大であり、人件費や地代などの経費節減の可否や自治体からの補助金、融資など優遇措置の有無がこの場合の企業の判断基準であったと思われれます。そのため、定型的な生産や作業などの地域産業の支援を必要としない企業部門が進出することが多く、雇用も非正規雇用の割合が多く、経済情勢の変化や経営の悪化などにより、合理化が必要になった場合は撤退となることから、地域の企業誘致は失敗に終わります。こうした事態を引き起こさないためにも、地域企業と関連性を構築できる企業部門、地域の産業立地上の優位性を生かせる企業部門の誘致や、大企業に限らず、自立性が高く、地域に根差した経済活動ができる中小企業の誘致も重要であると考えますが、今後の企業誘致をどのようにお考えでしょうか。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（田中 淳）

本市における現在までの企業誘致につきましては、北部九州に自動車メーカーが集積し、生産台数を増加させてきたことから、自動車関連の部品メーカーや、雇用も期待できる製造業を中心に誘致を行ってきたところでございます。しかしながら、誘致できる工業用地も少なくなってきたことから、今後の企業誘致につきましては、理工系大学や産業支援機関が集積している本市の強みを生かし、情報産業、医療産業の振興を推進しておりますので、情報系、医療系のベンチャーや研究開発系の技術力のある企業などの誘致を推進していきたいと考えております。また、企業の誘致も重要な施策と考えておりますが、誘致可能な工業団地も少なくなっている中、市内には23の工業団地が存在しておりますけれども、立地後40年を経過し、工場が老朽化した企業が多く、建てかえ等の検討がされているものと考えておりますので、こういった市内企業の市

外への流出を防止することも重要な課題であると考えております。

○議長（鯉川信二）

9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

それでは次に、基盤産業についてお伺いいたします。基盤産業とは生産額が大きく、地域内にとどまらず、地域外へも製品やサービスなどを販売していて、地域外から所得を獲得できる産業だと考えます。そこで、本市における重要な基盤産業とは何か、生産を増加することによって本市に経済効果がより波及する産業は何かについて、本市の見解を伺います。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（田中 淳）

本市は江戸時代には宿場町として繁栄し、明治以降は石炭のまちとして古くから物流や商業の中心地として発展してまいりました。石炭産業が衰退した後は新たな産業の創出に向けて、工業団地の整備や企業誘致に努めると同時に、大学や研究機関などの誘致を積極的に進めてきたところでございます。先ほどもご答弁申し上げましたように、この理工系の大学や産業支援機関が集積してきた強みを生かし、トライバレー構想により情報産業の集積や創業を推進してまいりました。また本市においては数多くの医療機関が立地し、人口当たりの病床数や医療福祉従事者の比率が全国平均を大きく上回るなど、医療サービスが充実していることを強みとして、医工学連携を重点プロジェクトとして推進しているところでございます。情報産業につきましては、IT人材の不足や異業種分野と情報系産業の融合により、新たな技術や製品化を行うIoT、これはモノのインターネットということでございますが、推進されているところでございます。こういった背景を生かし、情報系産業の市内移転や創業を促進することで、また、医療分野につきましても、医工学連携を推進し、市内企業からの異業種参入や市外からの移転参入を促進し、企業の集積を図り、基盤産業としていきたいと考えておるところでございます。

○議長（鯉川信二）

9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

次に、本市の企業が稼いだ付加価値、いわゆる雇用者所得について伺います。先ほど述べましたように、雇用者所得は域内勤務者ベース1938億円に対して、域外からの流入が65億円と若干であります。域外からの流入があります。これは地域内の第三次産業の付加価値が増加する効果を生んでいます。しかし、1人当たりの雇用者所得は359万円で、1734自治体中1065位と域内の所得水準を上げるには至っていません。第三次産業が75%を占める本市において、この第三次産業の付加価値を増加させる施策が必要ではないかと考えます。本市において雇用者所得から第三次産業の付加価値を上げるための施策としてどのようなことが考えられるとお考えですか。

私は、子育て環境の改善による住民の流入を図ることによって、今日本市において力を入れている教育をはじめ、子育てしやすい環境をつくるのが、住民がふえ、地域外からの雇用者所得の流入をもっと増加させることによって、雇用者の所得増加により、地域内の民間消費額が増加し、地域内の第三次産業の付加価値が増加するのではないかと考えております。つまり、子育てしやすい環境づくりにもっと力を入れるのも一つの策ではないのでしょうか。見解をお伺いいたします。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（田中 淳）

質問議員言われますように、子育てしやすい環境をつくることによって、若いファミリー層の

定住人口が増加し、このことによって地域内での消費が喚起されるという効果が見込まれているところでございます。そういった意味では、本年度、中心市街地にオープン予定の子育てプラザ、供用開始後は施設を利用される方の中心市街地での買い物の機会がふえてくるものと思われるところでございます。これらの需要を取り込むためには、子育て世代が商店街で買い物をしたくなるような魅力ある店舗づくり及び商品の品揃えが求められることとなります。経済部といたしましても、これをサポートするためのソフト事業への取り組みが必要であると考えているところでございます。

○議長（鯉川信二）

9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

次に、消費活動について伺います。消費の主役が個人である中、その稼いだ所得をどう消費するかが地域の経済に大きなインパクトを与えると考えます。地域が稼ぐ力をつけるためには、都市の中心部に機能を集積させる。本市でも計画されているコンパクトシティの形成を推進するとともに、消費の増加という観点からは一定の合理性があるものと考えます。ただし、中心地の魅力が高まらなければ地域の消費はふえません。本市においては残念ながら民間消費額が地域外へ流出している状況です。福岡市など近くにある大規模商業地へ流出しているものと推測できます。また企業の民間投資も地域外に流出しているのが現状です。この消費の地域外への流出をいかに減らすのか、具体的な施策が必要ではないでしょうか。見解を伺います。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（田中 淳）

本市におけます第三次産業の付加価値を増加させるため、本年度取り組んでおる施策といたしましては、中心市街地における活性化事業がございます。まず、中心市街地での空き店舗対策といたしまして、戦略的逸品店舗誘致事業を行っております。これは消費者ニーズに即した集客力、特色及び魅力ある店舗の誘致を行い、店舗改装費及び家賃に対する補助を行うものでございます。これまで30社に対し誘致活動を行い、昨年8月には大手居酒屋チェーンのフランチャイズ店がこの制度を活用し、吉原町にオープンしたところでございます。誘致活動につきましては、本年度も積極的に行ってまいりたいと考えているところでございます。次に、株式会社まちづくり飯塚が実施しております、中心商店街の中で新たに創業される方に対する店舗リノベーション費の補助、事業のプランニング運営計画及び店舗選びのサポート、あるいは勉強会の開催などに対しまして、商業活性化支援事業費補助金を交付し、支援する予定でございます。

また、平成24年度から設置しておりますタウンマネージャーにおきましては、これらの空き店舗対策のサポートを行っていただいております。店舗診断や国の補助金を活用したハード事業や、イベント等のソフト事業の支援、商業活性化に向けたさまざまな企画立案などによる支援も行っているところでございます。その他商業の活性化策といたしまして、永昌会などの商店街等での売り出しにかかる事業についての補助金の交付あるいは先ほど述べました商業活性化支援事業費補助金交付により、商工会議所が実施する街なか交流・健康ひろばでの健康空間創出事業や、子育てプラザが10月に開所する予定であることから、商店街連合会によりPRイベントの実施に対して支援をすることといたしております。

中心市街地活性化事業については、平成28年度で終了する予定であることから、平成29年度以降につきましては、国の制度等の動向も見ながら、また、関係団体等とも協議しながら今後検討行ってまいりたいと考えております。

○議長（鯉川信二）

9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

それで、もう一つ考え方として、消費の流出はある程度覚悟の上、地域外からの民間消費額を流入させるという方法も考えられるのではないのでしょうか。たとえばインバウンドや観光等による消費額の増加により、観光産業及びその関連産業の付加価値額が増加し、観光関連産業の雇用者所得や企業所得が増加すると考えられますが、民間消費額をふやすためのお土産等の新規需要に対する施策をどのようにお考えですか。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（田中 淳）

最新の調査の平成26年度のデータによりますと、観光入込客数が217万人、観光消費額が58億円となっております。この58億円のうち多くが、質問議員が言われますとおり域外からの流入であると考えられることから、観光やインバウンドによる消費額の増加は、域外からの所得を獲得できる有効な策の一つであると考えているところでございます。当市の観光の核である旧伊藤伝右衛門邸におきましては、端午の節句展や秋の企画展を開催するなど、観光入込客数の増加のための企画を実施してまいりました。特に平成26年度に旧伊藤伝右衛門邸で開催いたしました村岡花子と白蓮展では、NHK朝の連続テレビ小説「花子とアン」の影響もあり、旧伊藤伝右衛門邸の年間入場者数が31万4979名を記録し、開設した平成19年度よりも7万6566名の増加となった状況でございます。また、平成27年10月からは専門的ノウハウを持った事業者へ観光客等誘致事業を委託し、インバウンド事業の取り組みを進めており、その一つの成果といたしまして、本年4月から6月までの間、4回の韓国演歌歌手ツアーを誘客し、1059名の参加者が飯塚市を訪れ、中心商店街を散策いただいたところでございます。ヒアリング調査によりますと、中心商店街での今回のツアーでの売り上げは約230万円ということであり、観光関連産業以外の所得の増加も見込まれるところでございます。これら本市を訪れた多くの観光客が市内で飲食、お土産物等の購入などに消費されたことが想定されますことから、飲食に関しましては、飲食店のマップを作成しております。また、土産物等に関しましては、先に述べました専門的ノウハウを持った事業者へ観光客等誘客事業委託の中で、物産品と絡めたPRイベントの実施が含まれていることから、委託先の事業者と連携しながら飯塚ならではの特産品のPRを模索する予定でございます。今後もインバウンド対策等への取り組みを強化し、域外からの所得の増加をさせる施策を行う予定でございます。

○議長（鯉川信二）

9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

今までの答弁から飯塚市の現状を把握させていただきますと、生産性を高めて所得をふやすことを考えた場合、企業誘致や基盤産業をどのようにお考えかということ伺いましたが、これには情報系、医療系のベンチャーや研究開発系の技術力のある企業の誘致を推進し、これからの基盤産業としていきたいが、まずは市内企業施設の老朽化等で本市の企業の市外への流出防止策が必要であり、現状を維持することが重要な課題であるということでした。

次に、地域外からの所得の流入をふやすことにより、地域内消費をふやし、生産の付加価値額をふやす観点から、本市をどのようにお考えか伺いましたが、衛星都市としての自治体間競争が想定され、周辺自治体との状況を見ながら考えていくが、子育てしやすい環境をつくることにより、若いファミリー層の定住人口の増加による地域内消費効果が見込めるため、今後魅力的な店舗づくりや、商品の品揃えをサポートするソフト事業への取り組みが必要であるということでした。

地域内の支出をふやし、生産の付加価値額をふやすには、コンパクトシティ化による中心市街地活性化による地域外への支出の流出を防ぐことと、観光産業により、地域外からの支出を増加させるとのことですが、本市の稼ぐ力を生産、所得、支出の面から考えた場合に、どこに力を入

れていけばいいのでしょうか。どこを重点的に進めていくことが本市の稼ぐ力になるとお考えでしょうか。お聞かせください。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（田中 淳）

今質問議員言われますように、生産、所得、支出といったところをございましょうが、まず、生産、所得といったキーワードにつきましては、市内の既存企業をしっかりとお支えしてまいることが重要だと考えております。それから支出につきましては、商業の活性化について多角的に推進してまいることが重要であると考えております。どこかというご質問でございますが、3点ともにしっかりと力を入れていく必要があると考えている状況でございます。

○議長（鯉川信二）

9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

私の見解なんですけれども、2014年の、例えば観光に関する目的地別の状況を見てみますと、これは福岡市と北九州市、そして飯塚市ですね。この近辺の部分なんですけれども、まず1番目に観光目的で非常に多く行かれてあるところが福岡ヤフオクドーム、それからマリノアシティ福岡、海の中道海洋生態科学館、スペースワールド、キャナルシティ博多、マリンメッセ福岡のその次に旧伊藤伝右衛門邸が7番目に位置しております。観光産業は地域外からの支出を増加させることができるものと考えられますので、この平成26年の観光消費額から、先ほど答弁いただきました観光入込客数を単純に除すると、1人当たりの支出額が約2700円程度ということになります。これを、例えば飯塚市を、支出をふやすことによって、生産性の付加価値額を上げていくと、特にサービス業の付加価値額を、第三次産業を上げていくというような形を取ろうとした場合に、魅力あるお土産や飲食、それと中心商店街との連携等の施策によって支出額を上げていかないといけないのではないかと思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（田中 淳）

ただいま質問議員からいろいろとご指摘を頂戴いたしました。私どもも、そのとおりに付加価値を上げる必要があると考えております。今後につきましては、観光客の消費が喚起できるような付加価値の高い商品開発等にも積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（鯉川信二）

9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

生産から所得が生まれて地域内の消費が増加し、その増加分が生産による付加価値額の増加を生むというのが経済の循環、そういった経済の循環率を見てみますと、福岡県全体では生産があって、そこから付加価値があって、所得に行きます。所得から消費を行います。所得には衛星都市としてほかで稼いできていただいた方たちの収入も入ってきます。それが消費として地域内で使われるのか、地域外に流出してしまうのか、といった形になりますので、所得から支出、その支出が地域外に出ていくのが少なければ、当然、次に生産性を上げる付加価値が上がっていくという形で地域は回っていくのではないのかなというふうに考えますと、今福岡県全体ではその循環率は93%なんです。飯塚市は82.9%、北九州市が91.2%、久留米市が88.4%、福岡市が一番高く106.2%。福岡市だけは他からの支出を取り入れて地域内の第三次産業の価格が上がっていると。付加価値額が上がっているというような、稼いでいる都市であるということが数字上見えてきます。特に本市になりますと、消費支出が一番地域外に流出させています。せっかく地域外から、先ほど言いましたように、所得の流入があるわけです。あるのだけ

ども、消費のための支出額がふえても地域外に支出を流出させてしまうために、生産の付加価値額が伸びないのが、この地域経済分析システムのデータ上、明らかに出ています。

そこで、飯塚市の稼ぐ力をつけるためには、早急に、いかに消費による地域内支出をふやすことを考えないといけないのではないかというふうに思っております。このように、経済循環率から飯塚市の現状がどういうものかというものが一つ出てきます。それぞれの地域の自治体によって、現状の問題点や、地域の稼ぎ方というのは、それぞれ違ってくると思います。たとえば、春日市とか大野城市というのは、この地域経済循環率は68%とか70%ぐらいなのです。ただし、地域外からの所得というのが、地域内の所得とほぼ変わらない。半分が地域外から入ってきている。ですので、地域がある程度、飯塚市ほど自主財源に困らずやっているとこのような形になっております。大きく衛星都市としてやるのか、地域の中心拠点としてやるのか、飯塚市はちょうど今ほぼ100%というところなんです。非常にちょっと難しい状況であると思いますが、このように地域によってそれぞれ特色が違ってきているのは間違いありませんので、これから行われる第2次飯塚市総合計画では、この現状認識を踏まえていただきまして、どのような戦略が本市には必要なのかをもっと突っ込んで考えていただくことを要望しまして、今回の私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（鯉川信二）

暫時休憩いたします。

午前 11時49分 休憩

午後 1時00分 再開

○副議長（松延隆俊）

本会議を再開いたします。

20番 上野伸五議員に発言を許します。20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

質疑通告に従って質疑をさせていただきますが、災害については、本議会でも同僚議員からそれぞれに丁寧な質疑が行われておりますので、重複する部分については割愛をさせていただきながら、進めさせていただきたいと思っております。その中で、初めに拠点ごとの対応人数と連携について、お伺いをいたします。本市では災害対策本部を設置した際には、17カ所の緊急指定避難場所を開設することになっていますが、その運営体制、そして業務の内容、また、各避難所間の連携はどのように取られるのか。教えてください。

○副議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

緊急指定避難場所を開設した場合は、災害対策本部の避難所班から、それぞれの避難所に職員が割り当てられ対応することになります。その業務内容ですが、避難者の食事の確保、健康管理、情報伝達、災害対策本部への情報提供などを行うことになっています。連携の体制としましては、避難所系の職員は、それぞれ受け持ちの避難所に常駐することとなりますが、班長・副班長・係の責任者は災害対策本部におりますので、この班長等が避難所間の連携を図ります。

○副議長（松延隆俊）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

本市には、陸上自衛隊の駐屯地がありまして、非常に心強い限りではありますが、自衛隊からの人的支援は、どのようになっていますでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

自衛隊の派遣要請は、福岡県を通じて行うこととなりますが、本市で災害対策本部が設置された場合、陸上自衛隊飯塚駐屯地は連絡幹部が本部に派遣されておりますので、事前調整はその場で速やかに行うことが可能となります。自衛隊の災害派遣には、3つの原則を満たしていることが必要でございます。1つ目は「公共性」で、人命や財産を守る必要性がある場合、2つ目は「緊急性」で、さし迫った状況である場合、3つ目は「非代替性」で、自衛隊以外に適切な手段がない場合です。「非代替性」とは、自衛隊が持つ装備や技術でないと対応できないようなケースということになります。よって、この3つの原則に基づく役割といたしましては、人命救助につながる活動が主体ということになります。

○副議長（松延隆俊）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

続いて、避難生活への対応について、お伺いをいたします。市民の皆さんが避難をされた場所で生活をされる場合、特に留意しなければならないことはどのようなことだとお考えですか。

○副議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

飲料水や食糧の確保は、避難所において当然必要となりますが、あわせて飲料水以外に必要な生活用水や日用品、生理用品等の確保も必要となってまいります。避難者のプライバシーの確保については、仕切り版や個室等を利用して対策をとる必要があります。避難者が多く、施設のトイレでは足りない場合は、レンタル等で準備することになります。衛生管理も重要でございます。感染症を含む健康被害を防ぐためにも、十分気を配る必要があります。寝床については、初動では毛布や通気を確保する等、寒さ暑さの緩和に努めることとなりますが、狭い避難所での寝泊りが続くことやストレス等により、静脈血栓塞栓症、エコノミークラス症候群でございますが、これを引き起こす可能性があります。発生防止のため定期的に体を動かす等、寝床の充実とあわせて、健康被害の抑制に努めなければならないと考えております。被災地外から窃盗団が入り込むことも残念ながら現実に発生しているようで、消防団・被災者相互間による地域の見守り体制の強化、警察の巡回要請、女性・子どもに対する犯罪防止策、相談体制等も必要になってくると考えております。

○副議長（松延隆俊）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

避難所の収容可能人数についてですが、先日質疑がありました、西山断層が震源となった場合の想定避難者について、この人数は対応可能でしょうか。

○副議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

先ほど申し上げました、17カ所の指定緊急避難場所の合計収容人数は6590人でございます。それと、68カ所の指定避難所の合計収容人数は4万300人となります。平成24年3月の福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書、これによりますと、西山断層が震源となつて本市で震度6弱の地震が発生した場合の避難者数は、2691人と推定されておりますので、対応は可能ということになります。

○副議長（松延隆俊）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

生活必需品を確実に確保するための方策、また、被害が大きく道路が寸断された場合はその確保は対応できるのでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

現時点での本市の生活必需品を確保する方法といたしましては、「災害時における生活必需物資等の協定」に基づきまして、いわゆる流通物資を民間企業から提供していただくこととしております。生活必需物資等の協定企業は11社ございまして、ある程度の期間分の物資は提供可能と思われませんが、議員ご心配のように、市外からの道路が寸断された場合等は、その協定企業に追加搬入されないことも想定されます。今後は、流通物資にだけ頼るのではなく、備蓄についても、関係部署とも協議いたしまして、検討していきたいと考えております。

○副議長（松延隆俊）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

災害の規模が大きい場合、避難生活も長引くことになると思います。本年4月には障害者差別解消法も施行されましたが、障がい者などの要援護者への対応は、どのような配慮がなされておりますか。

○副議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

地域防災計画には、「高齢者や身体障がい者等の福祉ニーズをはじめ、女性や乳幼児のニーズの把握には十分配慮した運営に努める」と明記しております。運営担当者には、この点を配慮した対応を行うようお願いをしているところでございます。高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児など配慮が必要な方に対しては、体調が悪化しないように、避難所担当職員だけでなく、保健師等がケアする体制づくりも必要でございます。育児・介護・衛生・栄養等に関する困りごとや要望等を気軽に相談できる信頼関係を、職員と避難者との間で築くことも重要だと感じております。

○副議長（松延隆俊）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

避難所のハード面の整備、例えば、バリアフリーなどの対応はどのようになっていますか。

○副議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

避難所は既存の公共施設や地域の公民館などを指定をさせていただいております。各施設は新たに建設される場合や改修をされる場合には、バリアフリー化を念頭に計画されることになっておりまして、先ほど申し上げました、17カ所の指定緊急避難場所につきましては、忠隈住民センターを除いて、基本的にはバリアフリーとなっております。

○副議長（松延隆俊）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

その忠隈の住民センターのバリアフリー化も進めていただきますよう、お願いをしておきます。

次に、人的被害が出た場合の対応について、お伺いをいたします。地域防災計画の「遺体の処理・埋葬」には、遺体安置所は「被災地に近い寺院等」と書かれておりますが、大規模災害など

で命を落とされる方が数多く出た場合には対応できるのでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

災害が発生した場合は、人命を守ることを第一優先に対応していくことになります。起こってはなりません、最悪のことも想定しておく必要があります。市内には寺院が70カ所ありまして、そういった事態が生じた場合には、まずはそちらにお願いすることになりますが、寺院だけでは対応できない場合等には、体育館等の公共施設を安置所として活用することになります。

○副議長（松延隆俊）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

今回の定例会では、私のほか5名の同僚議員から災害に関する質問がなされました。それほど今回の熊本地震を受けての災害に関する関心は高く、被災地への支援のあり方や本市が被災した際の対応などさまざまな角度から質問があり、いろんな課題が見えたのではないかと考えております。被災をした自治体では、行政業務の継続も必要となり、職員の負担は限りなく大きいものになると思っています。広域での支援計画、広域での指揮命令系統の体制の確立が必要ではないかというふうに思っています。物資の備蓄、被災地への人的支援・物資支援などは、情報収集を含めて各自治体が、例えば飯塚市だけが個別に対応するのではなく、県単位、あるいは県内ブロック単位で取り組まなければ非効率的であり、何よりも被災された方々へ十分な支援ができないのではないかというふうに感じました。食料や生活物資の備蓄にしても、飯塚市単独ではなく、筑豊ブロックという広域で手掛けたほうが効率的ですし、ブロック内での指揮命令系統が確立されていれば、被災者の方が必要な物資を必要なときに、必要な量をスムーズに供給することが可能になるのではないのかとも思います。今回、人的支援として嘉麻市・桂川町と協力して西原村へ本市からも職員派遣がなされました。このような複合体での取り組みが色々な場面でさらに広域的に行われるよう、ぜひとも市長におかれましては、県や県市長会などしかるべき機関に働きかけていただいて、有効性・効率性の高い被災地への支援や本市における災害対策が確立できますように努めていただきますよう強く要望して、この質問を終わります。

○副議長（松延隆俊）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

続いて、人権や男女共同参画についてお伺いをいたします。飯塚市では、まちづくりの目標像や第1次総合計画の中にもうたわれております、人権の尊重、きょうは特に同和問題について、男女共同参画の推進についてお伺いをいたします。

まず、同和問題について、国の動きですが、同和对策審議会答申、いわゆる同対審が出されて50年を経過し、その後、同和問題に向けて法律の制定、改廃が行われてきておりますが、今までの法制度等の変遷についてご説明をお願いいたします。

○副議長（松延隆俊）

企画部長部長。

○企画調整部長（森口幹男）

国の同和問題の解決に向けた取り組みの法制度、これにつきまして、特別措置法までの編成につきましてご説明をさせていただきます。昭和35年、1960年に「同和对策審議会設置法」に基づきまして、同和对策審議会が設置され、その中で、今言われますとおり、全国規模の同和地区を対象としました実態調査が実施され、その結果をもとに、昭和40年、1965年に同和对策審議会答申が出されております。その答申は、同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であるとの基本認識を明確にし、国や地方公共団体の積極的な対応を促したことなど、

これを契機としまして、同和問題の解決に向けた法律の制定がされてきております。昭和44年、1969年に、10年間の時限立法、「同和対策事業特別措置法」の制定によりまして、同和問題の改善が法的に義務付けられ、その後3年間の延長を含めまして、特別対策が総合的に推進されてきております。その後、それまでの施策を踏まえまして、生活環境の改善、産業の振興、教育の充実、人権擁護活動の強化等の推進に向けた「地域改善対策特別措置法」が昭和57年、1982年に5年間の時限立法として制定をされております。さらに、昭和62年、1987年には、地域改善対策特定事業の円滑かつ迅速な実施を図るため、財政上の特別措置について定められました「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」、いわゆる地対財特法が5年間の時限立法として制定され、平成4年、1992年、平成9年、1997年にそれぞれ5年間延長されまして、平成14年、2002年に失効し、特別対策から一般対策へと移行しております。この間、物的な基盤整備が急速に進展し、一定の成果をあげている状況でございます。

○副議長（松延隆俊）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

ご紹介のように、時限立法がなくなって一般対策へと移行されたのですが、その本質はどのようなことだというふうに認識されておられますか。

○副議長（松延隆俊）

企画調整部長。

○企画調整部長（森口幹男）

同和対策審議会答申では、「部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」と指摘されておまして、国に設置されました、地域改善対策審議会報告書の中では、一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、事業が真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められております。

○副議長（松延隆俊）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

今ご紹介があった報告書は、地域改善対策協議会ですね。審議会ではなくて。実態的差別の解消については一定の成果が見られておられるなか、心理的差別の解消に重点がおかれているようですが、人権教育・啓発関連の法制度の変遷はどのようになっていますか。

○副議長（松延隆俊）

企画調整部長。

○企画調整部長（森口幹男）

すいません、先ほどの地域改善対策協議会のところを「審議会」と私が述べました。申し訳ございません、「協議会」の間違いでございます。一般施策移行後の心理的差別に関する法の変遷でございますけれども、平成6年、1994年、国連総会におきまして、平成7年、1995年から平成16年、2004年までの10年間の「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されたことを受けまして、国では、平成9年、1997年に「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を策定いたしております。あわせまして、平成8年、1996年に「人権擁護施策推進法」が5年間の時限立法として制定され、人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められるとともに、法務省におきまして人権擁護推進審議会が設置され、平成11年、1999年に、その審議会から、学校教育・社会教育・家庭教育の充実、創意工夫による人権啓発の実施、行政や学校等の実施主体の役割などについての提言が行われております。国では、その後、これら国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の提言等を踏まえまして、人権教育・啓発を総合的により一層推進するため、人権教育・啓発の理念や国、地方公共団体、

国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定や年次報告等、所要の措置を法制化することが不可欠であるとして、平成12年、2000年でございますけれども、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、そのもとで、人権教育啓発に関する基本計画が策定され、現在に至っております。

一方で、平成13年、2001年でございますけれども、先ほどの人権擁護推進審議会から出されました「人権救済制度の在り方について」の答申を受けまして、国会において、人権侵害救済法等の人権擁護法案の制定が何度となく試みられておりますけれども、法案の成立には至っていない現状が続いております。

○副議長（松延隆俊）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

障害者差別解消法の施行、ヘイトスピーチ対策法案の制定等、人権にかかる各法整備が進められておりますが、報道で部落差別解消法が国会に上程されたと聞き及んでおりますが、この法案は、どういう経緯でとりまとめに至ったのでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

企画調整部長。

○企画調整部長（森口幹男）

質問議員が言われますように、各種人権にかかります根拠法の整備が進められております。その中で、部落差別を巡りましては、「全国部落調査 部落地名総監の原典」と題しました書籍の発刊計画がなされるなど、新たな動きが見られ、人権擁護法案の成案も至らない状況の中で、基本的人権を保障する憲法の理念のもと、部落差別解消に向けて、自民・公明両党が共同で新たな法案をまとめたものでございます。法案につきましては、先の国会に提出されておりますけれども、現在のところ議決に至らず、継続審議になっている現状でございます。

○副議長（松延隆俊）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

部落差別問題の解決・解消について、今回の法案は自民、公明の両党から提出されているという点に、私は大きな意義があるのではないかとこのように思っています。その法案の内容はどのようなになっていますか。

○副議長（松延隆俊）

企画調整部長。

○企画調整部長（森口幹男）

法案でございますけれども、部落差別は、基本的人権の享有を保障する憲法の理念のもと、許されないものとして、地方自治体は、地域の実情に応じて差別を解消する施策を講じ、国は、自治体への情報提供や指導、助言を行う責務があるとしております。また、国、地方公共団体に対し、差別に関する相談体制の充実や、差別解消に向けた教育や啓発活動、差別の実態調査に取り組むことを求めており、法のもととなります趣旨は、部落差別解消の根拠法となるものでございます。

○副議長（松延隆俊）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

それでは、飯塚市の同和問題への認識と今後の取り組みについて教えてください。

○副議長（松延隆俊）

企画調整部長。

○企画調整部長（森口幹男）

平成12年、2000年に施行されました、先ほど述べました「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づきまして、合併後の平成22年に「飯塚市人権教育・啓発基本指針」を策定いたしまして、施策を計画的に推進するため、平成23年、2011年に第1次の飯塚市人権教育・啓発実施計画を策定いたしまして、同和問題をはじめとする、あらゆる人権問題の解決に向けて取り組んできておるところでございます。平成26年、2014年度に改めて実施しました、飯塚市人権同和問題実態調査の分析結果におきまして、一定の成果を示しつつも、まだ課題が残っているという結果も出てきております。それを踏まえまして、平成28年、ことし、2016年3月ですけれども、第2次飯塚市人権教育・啓発実施計画を改めて策定いたしまして、市民一人一人の人権が尊重され、あらゆる差別のないまちづくりの推進に向けて、さらに施策を進めていくこととしておるところでございます。

○副議長（松延隆俊）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

先ほどご紹介いただいた部落差別解消法案では、差別に関する相談体制の充実とありますが、現在、飯塚市におかれては各種の相談体制の充実に努めていただいているようですが、それぞれの課に相談窓口があって、市民の方々がわかりにくい面もあると思いますので、市民の方々が相談しやすい体制づくりに努めていただきますようお願いを申し上げまして、次に、男女共同参画等の現状について、お伺いをいたします。

国では、人口減少、とりわけ生産年齢人口の減少という課題に対して、一億総活躍社会の実現のもと、高齢者及び女性の一層の活躍が叫ばれているところでありまして、男女共同参画基本法のもと、第4次の男女共同参画計画が策定されておりますが、その特徴的なところはどのような点なのでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

企画調整部長。

○企画調整部長（森口幹男）

国におきまして、男女共同参画基本法の基本理念のもとに、男女共同参画基本計画が策定されておりますけれども、今回、第4次の基本計画、平成28年度から平成37年度までの計画が策定されております。その中身は、基本的な考え方並びに平成32年度を見通した施策の基本的方向性及び具体的な取り組みについて、計画が昨年12月に閣議決定をされております。この第4次の計画の柱でございますけれども、政策領域ごとに、1つにあらゆる分野での女性の活躍の推進、2つ目としまして男女共同参画社会の実現に向けた社会基盤の構築、3つ目としまして女性の安全・安心の確保、この3つの柱を設けまして、その領域ごとに具体的な取り組みを設定しております。

ご質問の特徴的なところでございますけれども、改めて強調されている視点といたしまして、1つに男性中心型労働慣行等の変革、2つ目としまして女性の採用・登用の推進、3つ目としまして防災・復興対策等における男女共同参画の視点、4つ目としまして女性に対する暴力の根絶等が強調されているところでございます。

また、第3次においても各施策におきまして目標数値が立てられておりますが、第4次におけます特徴的なものとして、昨年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、いわゆる女性活躍推進法の制定を受けまして、改めて各分野におけます女性の登用に関する数値目標が設定されているところでございます。

○副議長（松延隆俊）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

この女性活躍推進法に基づいて、飯塚市も地方公共団体として、事業主行動計画の策定が義務

付けられておると思います。その中で、具体的な数値目標を設定されておられれば、お示しいただけますか。

○副議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

特定事業主行動計画での数値目標といたしましては、平成32年度末までに、1つ目が男性の育児休業取得率を13%以上、2つ目として男性の育児参加のための休暇取得率を制度取得可能な者の50%以上、3つ目として女性の管理職の地位に占める割合を15%以上とする数値目標を設定いたしております。

○副議長（松延隆俊）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

具体的な目標の中で、女性の管理職の地位に占める割合を平成32年度までに15%以上にするというふうにご説明ありましたが、現在はどのようになっていますか。

○副議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

現在の状況でございますが、この行動計画の中での数値目標の対象となる「管理的地位にある職員」とは課長級以上及び所長などの決裁権限を有する課長補佐級職員としております。本年度4月1日現在で9.9%となっております。

○副議長（松延隆俊）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

同様の目標が、国においては7%となっていると思いますが、その倍近い目標数値となっておりますが、達成は可能なのですか。

○副議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方におきまして、言われるとおり、国の目標は7%となっております。一方、都道府県及び市町村の本庁課長相当職の目標は15%とされておりまして、本市も同様の目標設定を定めることで女性の管理職登用の意識を高めております。目標設定に際しましては、本市の状況を踏まえ、将来の管理的地位に就くべき係長級も含めた40代、50代の、その年代における女性職員の割合から試算を行いまして、達成困難な数値ではないというふうに考えております。さらに、本年度より管理的地位を目指す女性職員の意欲喚起を図るための研修等、目標達成に向けた取り組みを実施することといたしております。また、この行動計画の推進にあたりまして、職員一人一人が、出産・子育てに理解のある働きやすい職場を目指すともに、仕事と、家庭や地域活動の両立を意識できるよう、全職員に対して行動計画の周知と研修を行いながら、職場の環境整備を進めてまいりたいと考えております。

○副議長（松延隆俊）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

女性管理職の登用を推進するためにはその世代における男女比が大きく影響するというふうには考えられますが、職員の、世代における男女比はどのようになっていますか。

○副議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

職員の世代における女性の比率について、平成28年4月1日現在でお答えをいたします。20歳代で申しますと、47.0%、職員数117名のうち女性55名になります。10歳代が1人含まれてはおります。30歳で申しますと37.4%、職員数115名のうち女性43名になります。40歳代では39.6%、職員数359名のうち女性142名になります。50歳代で申しますと28.8%、職員数264名のうち女性76名になります。全世代での女性の比率を申しますと、37.0%、職員数855名のうち316名となっております。

○副議長（松延隆俊）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

ありがとうございます。ただいまご紹介いただいた男女の比率からすれば、本来目指すべき数値は15%ではないのではなかろうかと思えます。職員の男女比率に応じた目標の設定と達成が、真の意味での男女共同参画社会を実現させることにつながるのではないかというふうに思っております。女性管理職の登用については、積極的な計画を策定していただくとともに、計画の中には、家事分担や出産・育児への手助けとなる具体的な施策、例えば、午前中、市長が力強いご答弁をいただいた、市役所においても事業所内保育所の開設などの施策も実施に盛り込んでいただいて、市内企業の先駆けとして、他の職場の目標となるべく、女性がいきいきと輝き、活躍できる飯塚市役所を実現していただきますように、本日、まずはご提案を申し上げておきます。

少子高齢化、稼働年齢層の減少が進む現状におきまして、女性の活躍、安心して出産・子育てができる環境づくりは一層その取り組みを加速していく必要があると考えております。昨年策定された本市の地方創生総合戦略においても、基本目標の一つに掲げられておりますが、今後はご提案申し上げたような、実効性のあるプランを策定され、また、ご答弁にもありましたように、女性職員の意欲喚起が実現できる本市の行動計画、総合戦略を着実に進めていただいて、男女共同参画推進社会の実現に努めていただきますように、重ねてお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

○副議長（松延隆俊）

本日は、議事の都合により一般質問をこれにて打ち切り、明6月22日に一般質問をいたしたいと思っておりますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 1時38分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 27名)

1番	鯉川信二	15番	福永隆一
2番	松延隆俊	16番	吉田健一
3番	瀬戸光	17番	秀村長利
4番	勝田靖	19番	藤浦誠一
5番	光根正宣	20番	上野伸五
6番	奥山亮一	21番	田中博文
7番	川上直喜	22番	城丸秀高
8番	宮嶋つや子	23番	古本俊克
9番	兼本芳雄	24番	道祖満
10番	永末雄大	25番	平山悟
11番	守光博正	26番	坂平末雄
12番	田中裕二	27番	森山元昭
13番	佐藤清和	28番	梶原健一
14番	江口徹		

(欠席議員 1名)

18番	明石哲也
-----	------

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 田代文男

次長 許斐博史

議事総務係長 林利恵

書記 宮嶋友之

議事調査係長 太田智広

書記 岩熊一昌

書記 山本恭平

◎ 説明のため出席した者

市長 齊藤守史

市民環境部次長 吉原文明

副市長 田中秀哲

都市建設部次長 鬼丸力雄

教育長 片峯誠

会計管理者 安永明人

上下水道事業管理者 梶原善充

企画調整部長 森口幹男

総務部長 石田慎二

財務部長 高木宏之

経済部長 田中淳

市民環境部長 大草雅弘

こども・健康部長 森田雪

福祉部長 古川恵二

都市建設部長 菅成微

上下水道局次長 中村武敏

教育部長 瓜生守

地域連携都市政策室長 久原美保

企画調整部情報化推進担当次長 大庭章司